

業務等委託契約標準約款

(総則)

第1条 受注者は、別冊の図書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証が付されたもの

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号に掲げる措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額又は保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第15条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が、同項第2号又は第3号に掲げる措置を講じたときは当該措置は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる措置を講じたときは契約保証金の納付を免除する。

5 委託料の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の委託料の10分の1に達するまで、発注者は契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の額等の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第4条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(委託費明細書の提出)

第5条 発注者は必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結後10日以内に委託費明細書の提出を求めることができる。ただし、委託費明細書は発注者及び受注者を拘束するものではない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、委託業務を実施するに当たり、業務責任者を定め、その氏名を書面により発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、受注者の委託業務の実施について、随時その状況を調査し、又は受注者に対し報

告を求め、その業務の改善、停止その他の措置を指示することができる。

(委託業務の内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 発注者は、前項の規定により履行期間の変更を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(委託業務の実施に係る損害)

第10条 受注者は、委託業務の実施に当たり受注者の責めに帰する理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、受注者の委託業務の実施に当たり発注者の責めに帰する理由により受注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

3 委託業務の実施に当たり発注者と受注者双方の責めに帰さない理由により生じた損害を賠償するときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(委託業務の検査)

第11条(A) 受注者は、その月に係る委託業務が終了したときは、遅滞なく、発注者に通知しなければならない。

第11条(B) 受注者は、委託業務を完了したとき及び一部完了したときは、遅滞なく、発注者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けたときは、発注者はその日から起算して10日以内に当該委託業務の実施状況について検査し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果不合格となり、当該委託業務の実施について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をし、再検査を受けなければならない。この場合において、当該補正に要する費用は、受注者の負担とする。

4 第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(委託料の支払)

第 12 条 受注者は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による検査の結果、合格の通知を受けた部分の委託料相当額の請求をすることができる。ただし、一部完了に伴う請求は、契約書に定める回数を超えることができない。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 30 日以内に請求金額を支払うものとする。

(発注者の解除権等)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 受注者の責めに帰する理由により委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 第 3 条又は第 4 条の規定に違反したとき。

(3) 受注者の委託業務の実施が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 委託業務を実施するために必要な資格免状の喪失等により無資格者となったとき。

(5) 受注者の責めに帰する理由により履行期間内において委託業務を完了する見込みが明らかでないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（第 1 号から第 6 号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。第 5 号及び第 6 号において同じ。）であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。

(7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは、この契約を締結する事務所の代表者）が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者と、第 4 条の規定に基づく契約の履行に係る再委託契約をしたとき。

(8) 第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とする再委託契約について、

発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

- (9) 受注者がこの契約の目的の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (10) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき。
- (11) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成できない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (12) 第9号から前各号までに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項に規定する催告をしても契約の目的を達成するに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (13) 受注者が第17条第1項又は第2項に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は、前2項に規定する場合のほかこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下この項及び次項において「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき。）
- (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき。）
- (3) 受注者が公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

4 前3項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者が既に実施した部分であってその実施の状況が第11条第2項又は第3項の規定による検査の結果が合格であるものについては、当該部分の委託料相当額の請求をすることができる。

第14条 発注者は、委託業務が完了しない間は、前条第1項から第3項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 受注者は、発注者が第1項の規定により契約を解除した場合において損害が生じたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前条各項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同条の規定による契約を解除することができない。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（違約金）

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、発注者の指定する期間内に受注者から徴収する。ただし、各号に定める場合（第2項各号に該当する場合は除く）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは徴収しない。

- (1) 第13条第1項から第3項の規定により業務の完了前にこの契約を解除したとき。
- (2) 業務の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

3 発注者は、第1項の違約金を、委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 第1項の場合（第13条第2項第1号から第8号まで及び第3項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（損害賠償）

第16条 発注者は、第13条第1項から第3項の規定により契約を解除した場合又は前条第2項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合において同条の違約金の額を超えた金額の損害を生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは請求できないものとする。

- (1) 第13条第1項又は第2項の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

3 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（受注者の解除権等）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により契約の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による中止の期間が履行期間の3分の2以上に達したとき。

3 第13条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは請求できないものとする。

(1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき

5 受注者は、第1項又は第2項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同項の規定による契約の解除をすることができない。

6 第14条5項の規定は、第1項又は第2項の場合において準用する。

(契約保証金の還付)

第18条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、受注者がこの契約を履行したとき又は第13条第2項、同第3項、第14条第1項、前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(遅延利息の徴収等)

第19条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「遅延利率」という。)を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

2 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく委託料又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、遅延利率を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

3 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に第1項の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

4 発注者は、この契約に基づく違約金及び損害賠償並びに第1項の遅延利息に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対し業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

5 発注者は、受注者が前項の規定に違反して、質問に応ぜず、若しくは虚偽の応答をし、若しくは報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(関係法令の遵守)

第20条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(服務及び規律)

第21条 受注者は、委託業務に従事する者(以下「従事者」という。)の服務及び規律の維持に関して一切の責任を負わなければならない。

2 受注者は、従事者が、発注者の施設において委託業務実施上必要のない場所に立入り、又は許可なく器物等に移転若しくは持出すことのないよう、十分監督指導しなければならない。

3 発注者は、従事者について、委託業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその事由を明示して、その変更を求めることができる。

4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結

果を発注者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第 23 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。